

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告書) 【概要】

I. 分析概要

【目的】

各機関の体制整備等についての現況・課題等を明らかにし、①各機関へフィードバックすることにより、今後の各機関における不正防止の適切な体制整備等に関する取組の充実に資すること、②広く社会に公表することにより、公的研究費及びその適正な管理に関する取組状況について、広く国民の理解を得られるよう支援・促進していくことを目的。

【対象】

平成24年度に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等を受け、その管理を行う約1,900機関(平成23年11月時点)。

【分析方法】

上記、機関から提出された報告書(「体制整備等自己評価チェックリスト」)の自己評価による評点を集計・分析するとともに、報告書の書面のみでは確認できない体制整備等の実態把握・補完のため、サンプリングにより、61機関の現地調査を実施。

【チェックリストの項目・評点】

「1.関係者の意識向上に関する事項」、「2.適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項」、「3.不正発生要因の把握に関する事項」、「4.不正防止対策に関する事項」、「5.研究費のモニタリングに関する事項」の5つの大項目ごとに、不正防止のための体制を有効に機能させる取組として、4つの中項目を設定し、全20の中項目について、以下の5段階の評点(成熟度)により、進捗状況を自己評価。

なお、ガイドラインは、その性格や規模の大きく異なる多様な機関に対し、一律の基準を強制しているものではない。比較的小規模な機関においては、特に体制整備の面で、必ずしも高い評点に位置付けられていないことを考慮する必要がある。

評点(成熟度) 1

➤ 体制整備等の取組が最低レベル

2

➤ 体制整備等の取組が平均レベル

3

4

5

➤ 体制整備等の取組が最高レベル

II. 分析結果概要

● チェックリスト分析結果の概要と現地調査を通じた所見

【評点の結果】

1. 関係者の意識向上に関する事項	3. 04
①不正問題の研究者への周知	2. 91
②事務職員の効率的研究遂行への支援	3. 17
③研究者と事務職員の相互理解の促進	2. 68
④管理・監査体制の把握と改善点等の指示	3. 41
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項	2. 91
①告発・通報を受ける体制の整備	3. 08
②使用ルール等の相談体制の整備	3. 13
③使用ルール等の周知と浸透度の把握	2. 56
④職務権限(責任範囲)の明確化と適切な見直し	2. 87
3. 不正発生要因の把握に関する事項	2. 96
①問題把握と情報共有	2. 63
②要因・背景の把握と対策の措置	2. 46
③予算執行の把握・検証	3. 53
④調達における取引のチェック	3. 22

4. 不正防止対策に関する事項	3. 10
①問題に対する機関としての対策の措置	3. 02
②検収業務の適切な機能	3. 50
③発注業務の適切な機能	2. 79
④旅費、謝金、人件費の検証	3. 08

5. 研究費のモニタリングに関する事項	3. 12
①関係部署との連携によるモニタリングの実施	3. 33
②モニタリング情報の機関内への伝達	3. 00
③リスクの除去に向けた実効性ある内部監査の実施	2. 94
④内部監査の問題点に対する対策の措置	3. 21

■全項目を通じた平均値 **3. 03**

● ... 最も評点が高い項目 3-③

● ... 最も評点が低い項目 3-②

全般的な状況

多くの研究機関で、体制整備面では、一定の取組は見られるが、整備した体制に関する検証・問題点の把握とフィードバックが十分行われていない状況が見られた。

体制整備面では、例えば、研究費の執行状況の確認と注意喚起(チェックリスト3. ③)や検収業務の実施(同4. ②)については多くの機関が実施しており、チェックリストの評点の平均値が高くなっている。これは、執行状況の確認や検収を行う体制・規則が策定され、実行されていることの現れである。

一方で、不正の起こり得る要因の把握・分析及び体系的な整理(同3. ②)や研究者と事務職員の相互理解の促進(同1. ③、3. ①)、ルール等の理解度・浸透度の把握(同1. ①、2. ③)に関する項目などは平均値が低くなっている。また、現地調査でも、優れた取組も見られるものの、ルールと実態が乖離している状況が見受けられた。

● 期待される取組(当面、重点的に取り組むべき事項例)

今回の分析結果を踏まえ、各研究機関においては、体制整備等の現況を十分に把握・検証した上で、その進捗状況に応じ、以下を参考として、それぞれの多様な形態・規模や特性を踏まえ選択しつつ、創意工夫ある実効性の高い取組として重点的に検討・実施することを期待。

アクションプラン[重点取組事項例]

I. 関係者の意識向上の徹底

- 定期的に説明会等を開催
- 原則、研究者本人の出席を義務付けることや、e-learningやビデオ配信など既存の設備を効果的に活用し、実効性を高めるための取組を推進
- 理解度・浸透度を測るために、全職員を対象として、定期的(2~3年に1回程度)にアンケート調査を行い、対策にフィードバック
- 不正の未然防止・対応の一つの方策として、取引業者に対し、定期的にルールの遵守などの説明の機会を設けるとともに、一定の取引を行う業者との間で、取引帳簿の開示、監査・調査協力、学内規則の遵守・通報、処分措置(取引停止・業者名の公表等)、損害賠償等の事項を盛り込んだ誓約書の提出を義務付け

II. 予算執行・発注業務の支援体制の充実

- 情報の迅速な把握のための財務会計システム等のインフラの整備
- 情報の効果的な活用により、事務部門における定期的な予算執行・取引状況の検証(是正指導)及び事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みの導入(事務局による業者選定)と事務的支援等の充実(研究支援者の配置など)

III. 検収業務の工夫

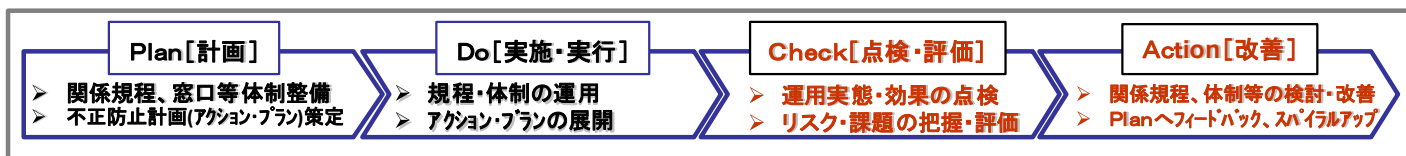
- 機関の人的資源を効果的に活用し、所属セクションを問わず、事務職員や研究者等を検収担当者として兼務・任命するなど、発注した当事者以外が実質的にチェックする仕組みの工夫
- 上記の日常的な工夫とともに、検収の例外規定を設ける場合にあっては、発注業務との組み合わせや納品の抽出による事実確認・業者の原伝票との照合等の事後的な定期的検証との組み合わせなどの補完的な代替措置の導入による実質的なチェックを行うための工夫

IV. モニタリング・内部監査の充実・強化

- 支出、研究支援、内部監査の各担当部署(機関の特性に応じ、会計・法務等の専門的知識を有する者や研究活動の実情に精通した者の協力、監事及び会計監査人との連携)によるそれぞれの視点からの多角的かつ定期的なモニタリングの実施による組織的牽制機能の充実・強化
- 監査計画は、競争的資金が集中しているケースのみならず、例えば、取引業者・物品・予算執行時期の偏り、人件費・旅費が占める割合が高いケースなど、リスク要因との関連から実効性のある監査計画を策定
- 内部監査では、ルールに照らして書類の形式的要件の具備を確認することはもとより、抽出によるヒアリングや人件費、旅費、物品等の実態確認、業者の原伝票との照合など、実効性のある監査手法も取り入れつつ、定期的・効率的かつ適正に実施

V. PDCAサイクルの徹底と積極的な情報発信

- ガイドライン制定から4年余りが経過し、各機関において、関係規程、窓口等の体制整備が着実に進展していることを踏まえ、今後は、以下の観点からPDCAサイクルを徹底し、Check(点検・評価)・Act(改善)を重点的にを行い、実効性ある取組へ発展



- 機関内の責任体制や運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取り組み等の積極的な情報発信を推進